

2. 新規受検申込者の受検資格(旧受検資格)と提出書類

- (1) 受検資格区分 (イ), (ロ), (ハ), (ニ), (ホ) のいずれかに該当する者が受検できます。
- (2) 受検申請書類 (A票, C票, D票) 及び必要な証明書類等を提出してください。
※申込みに必要な書類に不足・不備があると受検できません。
- (3) 実務経験の内容及び年数、実務経験の証明等については、7～14ページを参照してください。
- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、39～40ページおよび当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は17ページを参照してください。

ご注意

※申込書類提出後の検定区分等の変更はできません。

区分	学歴と資格	管工事施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検資格に応じて必要な証明書類	新規受検申込者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による 大学 専門学校の「高度専門士」*1	卒業後 1年以上 の実務経験年数	卒業後 1年6か月以上 の実務経験年数	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 卒業証明書 (16ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等 (原本のみ) が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です (記載がない場合は別途証明書が必要) ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です </div>	① A票 ・19～21ページ参照 ② C票 ・23～24ページ参照 ・証明用写真を貼付 (15ページ参照) ③ D票 ・22ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付 (15ページ参照) ④ 住民票 ・15ページ参照
(ロ)	学校教育法による 短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」*2	卒業後 2年以上 の実務経験年数	卒業後 3年以上 の実務経験年数		
(ハ)	学校教育法による 高等学校 中等教育学校(中高一貫6年) 専修学校の専門課程	卒業後 3年以上 の実務経験年数	卒業後 4年6か月以上 の実務経験年数		
(ニ)	その他 (学歴を問わず)	8年以上の実務経験年数		—	
(ホ)	技能検定合格者 職業能力開発促進法による技能検定のうち 検定職種を1級の「配管」(建設配管作業と するものに限る以下同じ)又は2級の「配管」 とするものに合格した者	4年以上の実務経験年数 ただし、1級「配管」(建築配管作業)の資格を取得した者又は、平成15年 度以前に2級「配管」(建築配管作業)の資格を取得していた者は、実務経 験の記載は不要です。 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令 (平成15年12月25日厚生 労働省令第180号) (改正前の職業訓練法施行令 (昭和48年政令第98号)による「空調調和設備 配管」若しくは「給排水衛生設備配管」又は「配管工」を含む)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類(写) (卒業証明書は必要ありません) </div>	

*1 16ページ参照

*2 16ページ参照